

茂木町における「一体的実施」に係る提案について

茂 木 町

「アクション・プランを実現するための提案について」に関して、茂木町（以下「町」という。）が提出した提案に基づき、町及び栃木労働局（国）が実施を予定する事業の具体的な内容は次のとおりである。

1. もてぎジョブセンター（仮称）の設置（提案中の1関係）

提案中1で示したとおり、一体的実施施設として「もてぎジョブセンター」（仮称。以下「ジョブセンター」という。）を設置し、次のとおり、町及び国が一体的に町民の就労の支援を実施する。

（1）町の業務

- ・ジョブセンターに設ける総合受付に職員を配置し、就労の支援を求める利用者の相談に対して、利用者をジョブセンター内で国が実施する職業相談等を案内し、または町役場内の福祉窓口等へ誘導する。
- ・町の福祉窓口等において町民に対する支援を行うとともに、就労支援が必要な者をジョブセンターに誘導するなど、国が実施する職業相談と連携する。
- ・事業所を訪問し、各種助成金等の活用勧奨や求人開拓等を行う。

（2）国の業務

- ・ジョブセンターに相談員を配置し、職業相談・職業紹介、職業訓練に係る相談を実施する。
- ・ジョブセンター内に、ハローワークシステムの端末を設置する。
- ・ジョブセンター内における職業訓練の相談については、職員の巡回等により可能な限り対応することとする。

2. 若年者就労支援事業の実施（提案中の2関係）

提案中の2のとおり実施する。

3. 事業の実施時期

上記の1～2の事業を、平成26年10月頃に開始する予定。

(別紙)

求人を希望する事業所や就職を目指す求職者に対して、町と栃木労働局が一体となって事業所サービス、職業相談等を行う体制整備を図るとともに、住民にとって利便性の高い施設を新たに設置し、就労支援を推進する。

そのために、庁舎北側に新たに「もてぎジョブセンター」(仮称。以下「ジョブセンター」という。)を開設し、下記の事業を一体的に実施することを提案する。

実施に当たっては、運営協議会を設置し、町と栃木労働局とによる連携体制を確保するとともに、業務運営の基本的事項を定める協定を締結することによって、より事業所の活性化や住民の雇用の増進に資する効果的かつ実効ある事業展開を行うこととする。

1. もてぎジョブセンター(仮称)の設置

(提案理由)

現在、庁舎1階のロビーにおいては、ハローワーク真岡から求人情報一覧の提供を受け、これを町民に配布しており、地域住民の求職活動の一助となっているところであるが、企業誘致や新規事業の拡大による求人の増加が見込まれる中で、地域における労働力需給調整機能の一層の強化が求められているところである。

こうした中で、町の地域振興、産業振興施策と一体となり、事業所サービス、職業相談等が可能となる施設を設けることは、現下の地域のニーズに合致し、人材を求める企業と仕事を求める住民とのマッチングに寄与し、地元の産業振興にも資するものと思われる。

(具体的内容)

- (1) 対象者 : 事業所、一般求職者
- (2) 設置場所 : 庁舎北側1階
- (3) 事業所支援体制 : 求人開拓員(2人)による各種助成金等の活用勧奨、求人開拓等
- (4) 相談体制 : ・職業相談員(2人)による職業相談・職業紹介等
・ハローワークの求人検索機 2台
・ハローワークの職業紹介端末 2台
- (5) 開始時期 : 平成26年度の出来るだけ早期から(10月頃)

2. 若年者就労支援事業の実施

(提案理由)

高校生、大学生等の新卒採用は依然として厳しく、未就職のまま卒業を迎える学生や離職・転職を繰り返す者、正社員経験のないまま年齢を重ねるような若年者の増加が懸

念されるところである。

こうした中で、特に若年層に対して身近な庁舎敷地内のジョブセンターにおける職業相談、職業紹介を実施するとともに、就職実現に向けた機会の提供とキャリアコンサルティングを通じた適職選択や職場定着の支援を実施することは、若年者の就労支援を強力に推進する上で効果的と考える。

(具体的内容)

ジョブセンターにおける職業相談、職業紹介の実施に加え、キャリアカウンセラー等による専門的な相談を予約制で実施する。

さらに、若年者に対して地域における就業機会を積極的に提供するとともに、若年人材を求めている地域企業の支援として「若年者就職面接会」を町と栃木労働局が一体となって開催する。